

岡山市公共施設等マネジメント推進本部及び公共施設等マネジメント推進委員会設置規程

平成26年7月25日
市訓令甲第133号

(設置)

第1条 厳しい財政状況の中、今後、人口減少、少子高齢社会の到来等による公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、岡山市公共施設等マネジメント推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

2 公共施設等を管理する所管課の属する各局区室には、公共施設等の総合的かつ計画的な管理及び公の施設の効率的かつ効果的な管理運営を推進するため、公共施設等マネジメント推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この訓令において「公共施設等」とは、公営企業会計を含めた本市が所有する建築物及び道路・橋りょう等の工作物をいう。

(推進本部の所掌事務)

第3条 推進本部は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について協議・検討する。

- (1) 公共施設等のマネジメントの推進に関すること。
- (2) 土地の有効活用に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(推進本部の組織)

第4条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副本部長は、副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が必要があると認めたときは、財政局を担当する副市長がその職務を代理する。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てるほか、別表第2に掲げる者に委嘱する。

(推進本部の会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 推進本部の会議の議長は、本部長がこれに当たる。
- 3 本部長は、必要に応じて推進本部の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を

聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部の所掌事務に関する個別的事項を調査・検討するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は財政局統括審議監を、副幹事長は財産活用マネジメント推進課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第3に掲げる者をもって充てるほか、別表第4に掲げる者に委嘱する。ただし、幹事長は、必要があると認めるときは、幹事として他の職員を指名することができる。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議を招集するとともに、その議長の任に当たる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、所属する局、区又は室における公共施設等のマネジメントの推進に関する調査、検討、連絡調整等の事務を処理する。
- 8 幹事長は、必要に応じて関係職員に対し資料を提出させ、又はその説明を求めることができる。

(推進委員会の所掌事務)

第7条 推進委員会は、次に掲げる事項について協議・検討し、その結果を所管課に通知するとともに、必要があると認めるときは、所管課に対して必要な指示を行うものとする。

- (1) 各局区室の公共施設等の総合的な管理及び局区室内の個別施設計画の推進に関すること。
- (2) 土地の有効活用に関すること。
- (3) 岡山市公の施設の管理等に関する規則（平成19年市規則第314号。以下「規則」という。）第4条各号に規定する事項及び第5条第1項各号の該当の適否に関すること。
- (4) 規則第8条第1項各号の規定による指示及び同条第3項の規定による報告に関すること。
- (5) 規則第9条第2項に規定する事項の適否に関すること。
- (6) 地方自治法第244条の2第7項の事業報告書に関すること。

2 推進委員会は、前項の規定により協議・検討した事項のうち、全庁的な影響があると判断するものについては、推進本部に報告するものとする。

(推進委員会の組織)

第8条 推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、局室区の長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 推進本部及び幹事会の庶務は、財産活用マネジメント推進課において行う。

2 推進委員会の庶務は、局区室主管課において行う。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、運営等に関し必要な事項は、推進本部については本部長が、推進委員会については委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年7月28日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

政策局長、行政改革担当局長、安全・安心ネットワーク担当局長、総務局長、財政局長、市民局長、北区長、中区長、東区長、南区長、保健福祉局長、岡山っ子育成局長、環境局長、経済局長、都市整備局長、下水道局長、消防局長

別表第2 (第4条関係)

教育長、水道事業管理者、市場事業管理者

別表第3 (第6条関係)

政策企画課長、行政改革推進担当課長、ネットワーク担当課長、総務企画課長、人事課長、給与課長、情報システム課長、財政課長、市民企画総務課長、区政推進課長、生活安全課長、文化振興課長、岡山シティミュージアム館長、スポーツ振興課長、人権推進課長、北区役所総務・地域振興課長、一宮地域センター所長、津高地域センター所長、高松地域センター所長、吉備地域センター所長、足守地域センター所長、御津支所総務民生課長、御津支所産業建設課長、建部支所総務民生課長、建部支所産業建設課長、北区市民保険年金課長、北区農林水産振興課長、北区土木農林分室長、北区維持管理課長、中区役所総務・地域振興課長、福祉文化会館長、富山地域センター所長、中区市民保険年金課長、中区農林水産振興課長、中区維持管理課長、東区役所総務・地域振興課長、上道地域セン

ター所長，瀬戸支所総務民生課長，瀬戸支所産業建設課長，東区市民保険年金課長，東区農林水産振興課長，東区維持管理課長，南区役所総務・地域振興課長，妹尾地域センター所長，福田地域センター所長，興除地域センター所長，藤田地域センター所長，児島地域センター所長，福浜地域センター所長，灘崎支所総務民生課長，灘崎支所産業建設課長，南区市民保険年金課長，南区農林水産振興課長，南区維持管理課長，保健福祉企画総務課長，医療政策推進課長，福祉援護課長，生活保護・自立支援課長，高齢者福祉課長，友楽園長，障害福祉課長，保健管理課長，保健所保健課長，保健所健康づくり課長，こども企画総務課長，こども福祉課長，こども園推進課長，保育園・幼稚園課長，こども総合相談所長，環境企画総務課長，環境事業課長，第一事業所長，野殿事業所長，当新田事業所長，岡南事業所長，粗大事業所長，資源事業所長，西大寺事業所長，環境施設課長，東部クリーンセンター所長，東部リサイクルプラザ所長，岡南環境センター所長，当新田環境センター所長，一宮浄化センター所長，経済企画総務課長，産業振興・雇用推進課長，観光コンベンション推進課長，農林水産課長，農村整備課長，都市企画総務課長，庭園都市推進課長，道路管理課長，河川港湾課長，公共建築課長，住宅課長，下水道経営計画課長，西部建設課長，東部建設課長

別表第4（第6条関係）

消防局消防企画総務課長，水道局企画総務課長，水道局管財課長，水道局配水課長，市場事業部事業課長，教育委員会事務局教育企画総務課長，教育委員会事務局学校施設課長，教育委員会事務局就学課長，教育委員会事務局指導課長，教育委員会事務局保健体育課長，教育委員会事務局生涯学習課長，中央図書館長，中央公民館長，文化財課長，オリエント美術館長